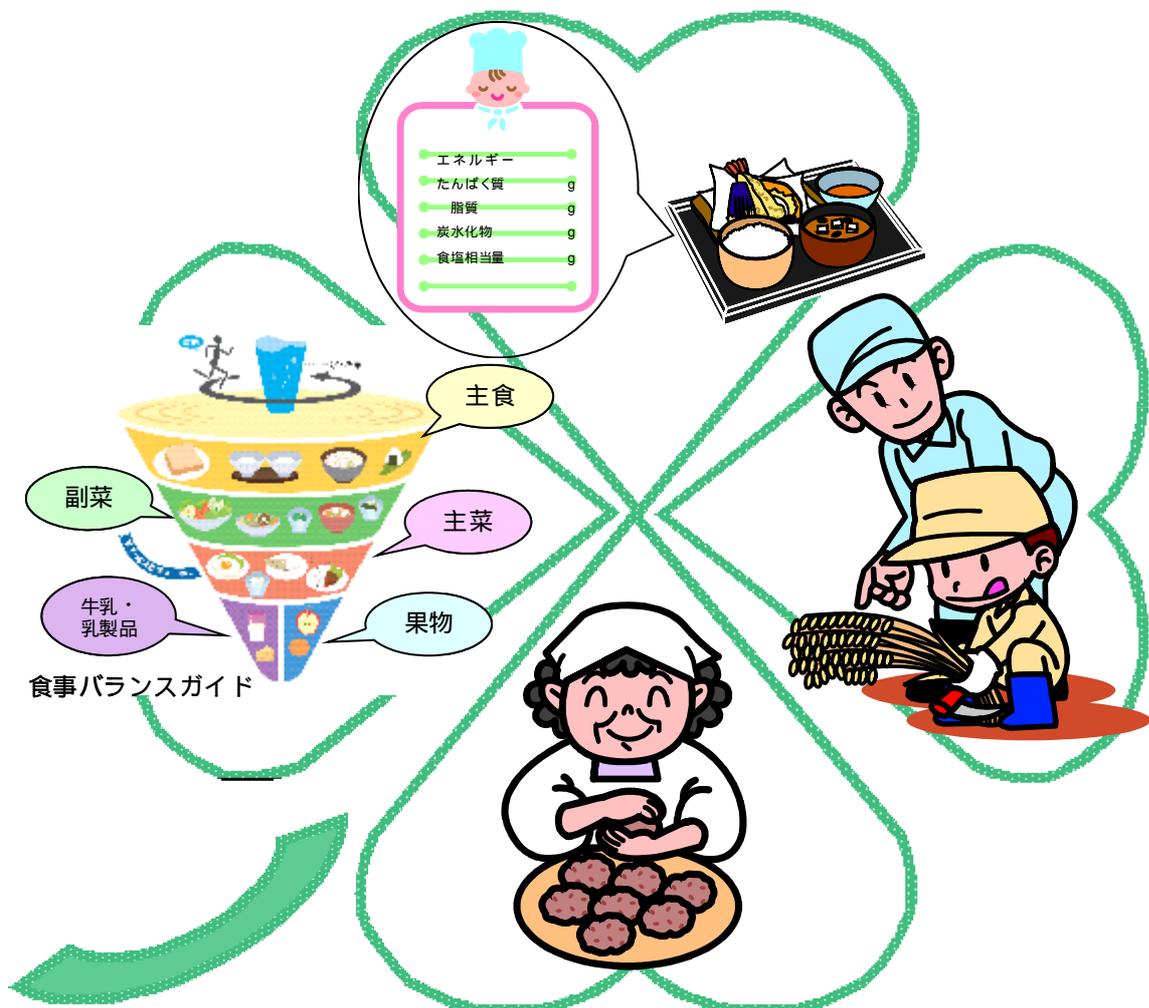




食のみやことっとり ～ 食育プラン～

「とっとりの食」行動計画 改定版

～ 健康を支える食文化を推進するために ～



平成20年4月



はじめに ～健康を支える食文化の推進を目指して～



鳥取県では、国に先駆け、平成16年に「とっとりの食行動計画」を策定し、日常生活における健全な食習慣の定着、食生活の見直し、とっとりの食文化の確立、とっとりの食の情報発信など、食に関する取り組みを進めてきました。

一方、国では、食育の推進を国民運動として取り組むため、平成17年に食育基本法が施行され、これに基づいて食育推進基本計画が策定されました。

鳥取県は、農業だけでなく水産物を含めて加工業も発達しており、食材の宝庫です。美しい自然環境が我々の基盤であり、本県産の農産物は「安全・安心・おいしい」というブランドイメージがありますが、食品表示の偽装問題などの全国的な発生により、消費者の食の安全に対する関心等食への意識は今までにないほど高まっています。

そして、「全ての県民が健全な心とからだを育み、いきいきとした豊かな暮らしを実感できる」生活を実現するためには、今こそ「食」に関わる全ての関係者が、自ら食育の実践主体となって、安全・安心で活力に満ちた「健康を支える食文化」を推進することが重要です。

そこで、鳥取県では、県民一人ひとりが健康で豊かな暮らしを送れるよう、食育推進活動をより充実させ、「健康づくり文化」の創造につながる「健康を支える食文化」を推進するため、行動計画を見直し、食育基本法に基づく食育推進計画として「食のみやことっとり～食育プラン～」を策定することとしました。

プランでは、4つの重点目標「健全な食習慣の定着」「食に関する正しい知識の習得」「食に対する感謝の心を養う」「豊かな食文化の継承」を掲げ、それを実現するため更にそれぞれ3つの目標を掲げて、家庭や学校、地域、生産者団体等の具体的な実践行動計画を定めています。

本県は、住まいや学びの場が食料生産の現場に近いという大都市と違った利点があることから、子どもたちを対象とした農業を実際に体験する食農教育などの実践型の学びも効果的であり、今後、このような特徴のある取組をより一層推進していく必要があると考えます。

プランは、こうしたいろいろな要素について盛り込んだ総合的な計画となっており、全ての県民が心身ともに健康で安全・安心な生活を送ることができるよう、県民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成20年4月

鳥取県知事 平井 伸治

目 次

第1章 「とっとりの食」行動計画見直しにあたって 1

- 1 食育プランの理念
- 2 見直しの考え方
- 3 食育プランの期間

第2章 鳥取県における健康と食をめぐる現状と課題

- 1 生活習慣病の動向 3
- 2 食生活の変化 4
 - (1) 食生活の変化
 - (2) 食環境の変化
 - (3) 食品の安全に対する意識
- 3 食を取り巻く環境 7
 - (1) 農業等食材生産現場と消費者との距離の拡大
 - (2) 地産地消の推進
 - (3) 食と農林水産業の現場を結ぶ活動
- 4 地域の食文化の継承 9
 - (1) 食文化の衰退
 - (2) 地域に根ざした活動
 - (3) 地域の食材の情報発信
- 5 「食育」への関心 10

第3章 鳥取県のこれからの食育

- 1 食のみやことっとり～食育プラン～が目指す姿 11
- 2 食育の推進目標 11
 - (1) 健全な食習慣の定着
 - (2) 食に関する正しい知識の習得
 - (3) 食に対する感謝の心を養う
 - (4) 豊かな食文化の継承
- 3 食育の推進体制 20

第4章 食育推進の目標値 21

- 参考資料 22

第1章 「とっとりの食」行動計画見直しにあたって

1 食育プランの理念

「食」は、私たちの栄養の源であると同時に、文化であり、習慣であり、感謝の心を育む素材でもあります。すなわち、心身の健全な発達を促すだけでなく、個人や地域に関わるいろいろな豊かさにもつながっていくものであり、私たちの人間性もその中で育まれていきます。

また、食べることを通して人と人とがコミュニケーションをとる中で、食事に関するマナーを身につけ、食材への感謝の心を養ったり、自分たちの地域の営みを楽しみ、その歴史や伝統を見つめ直すことも必要なことです。そういう意味で食育の範疇は非常に広いものと言えます。

昨今の私たちの食生活は、レトルト食品やファーストフード等の食の多様化、外食産業の進出などにより、「食」の選択肢が広がって豊かになる一方で、特に働き盛り世代の生活習慣病の問題や、若い世代を中心とした食習慣の乱れ、また食材生産現場と消費者との距離の拡大といった「食」を取り巻く環境の問題、地域で育まれてきた豊かな食文化の衰退等、「食」をめぐる多くの課題が生じてきました。

こうした課題に取り組むためには、県民一人ひとりが「食」の持つ意味を今一度しっかりと認識し、日々の生活の中の様々な活動や学習、経験を通じて、自ら主体的に健全な食生活を実践できる知恵と力を習得していくことが必要です。

「食のみやことっとり～食育プラン～」は、未来を担う子どもたちはもとより、全ての県民が、この豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた鳥取県で、生涯を通して健全な食生活を実践しながら安全・安心で活力に満ちた健康な生活が営めるよう、県と県民の皆様が手を取り合って食育を推進していくための羅針盤となるものです。

そして、個人の努力とともに、家庭、学校、地域、生産者団体等個人を取り巻く環境がそれぞれの役割を着実に果たすことにより、県民一人ひとりの「『食』を通して健やかに生きる力を『育』むこと」、すなわち『食育』を推進し、「健康を支える食文化」を根付かせることを目指しています。

2 見直しの考え方

国では、食育の推進を国民運動として取り組むため、平成17年7月食育基本法^{資1)}が施行され、これに基づいて平成18年3月食育推進基本計画^{資2)}(以下「基本計画」という)が策定されました。

一方、鳥取県では、平成16年3月「とっとりの食」行動計画^{資3)}(以下「行動計画」という)を策定し、食に関する取組を進めてきました。

この行動計画は、基本的には国の基本計画に沿った内容となっています。しかし、基本計画が都道府県や市町村など、地方公共団体の役割だけでなく、家庭や保育所、学校、さらには生産者や食品産業事業者等の役割を規定しているのに対して、行動計画は、県の役割のみに言及するにとどまっています。

また、基本計画が具体的な数値目標を盛り込んでいるのに対して、行動計画には数値目標がありません。

さらに、行動計画策定後約3年が経過し、地域の実情も変化してきており、食育推進に関する取組も増えてきました。

これらを踏まえ、行動計画を見直し、「食のみやことっとり～食育プラン～」(以下「食育プラン」という)を策定し、食育基本法第17条第1項に基づく鳥取県の食育推進計画に位置づけることとしました。

この食育プランでは、食とそれを取り巻く鳥取県や全国の現状と課題を整理し、鳥取県は食育で何を目指していくのかその理念を明らかにするとともに、県民運動として食育を推進していくための具体的な数値目標を設定しています。

また県、市町村など地方公共団体だけでなく、家庭や保育所、学校、生産者等その関係団体、食品関係産業、ボランティア団体等の役割や、それぞれが取り組んでいる食育推進に関する活動を明確にしています。

3 食育プランの期間

食育プランの期間は、平成20年度から平成24年度までとします。

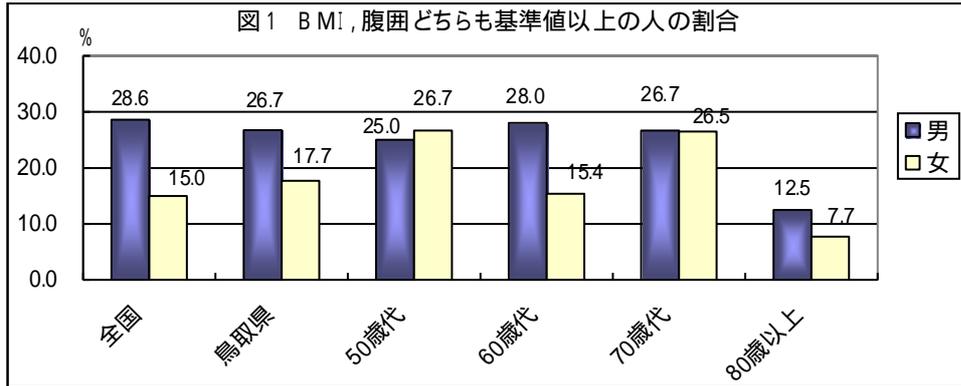
鳥取県では、5年ごとに県民健康・栄養調査を実施します。次回の調査は平成22年度に実施しますので、平成24年度に評価し、目標の達成状況を検証したうえで、必要に応じて計画を見直すために、5年間の計画期間とします。

第2章 鳥取県における健康と食をめぐる現状と課題

1 生活習慣病の動向

生活習慣病を引き起こす「メタボリックシンドローム」*1)という考え方が導入され、その前提となる肥満が問題となっています。

平成17年県民・健康栄養調査によると、本県の50歳以上の男性では、4人に1人がBMI*2)、腹囲とも基準値以上となっており、肥満傾向が強く、メタボリックシンドローム対策が必要となっています。



(全国(20歳以上)：厚生労働省平成17年国民健康・栄養調査)

鳥取県(20歳以上)・各年代別：鳥取県健康対策課平成17年県民健康・栄養調査)

*1) メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満と高血糖、高血圧または高脂血をあわせ持つ状態。

腹囲 男性85cm以上
女性90cm以上



～ のうち、2つ以上該当

血中脂質 中性脂肪値150mg/dl以上またはHDLコレステロール値40mg/dl未満
血圧 収縮期血圧130mmHg以上または拡張期血圧85mmHg以上
血糖 空腹時血糖値110mg/dl以上

*2) BMI

身長と体重をもとにした肥満度の判定方法。

BMI = 22 が適正体重とされている。

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)²

やせ	普通	肥満
18.5 未満	18.5 以上 25 未満	25 以上

人口動態調査によると、本県は、がん、心疾患、脳血管疾患の死亡率がいずれも全国順位で比較的上位に位置しており、生活習慣病対策が重要となっています。

表1 3大疾病による死亡率(年別、死因別 人口10万人対値、鳥取県の3大疾病の全国順位)

		平成16年		平成17年		平成18年	
		人口10万人対値	全国順位	人口10万人対値	全国順位	人口10万人対値	全国順位
鳥取県	がん	302.6	8	296.7	11	305.2	10
	心疾患	160.2	10	164.7	15	169.7	13
	脳血管疾患	143.6	8	141.3	9	137.8	9
全国	がん	253.9	-	258.2	-	261.0	-
	心疾患	126.5	-	137.1	-	137.2	-
	脳血管疾患	102.3	-	105.2	-	101.7	-

(厚生労働省人口動態調査)

平成17年度老人保健法に基づく基本健康診査結果では、血圧、血糖、血中脂質の診断基準で2項目以上該当する人は、40歳～74歳の約5人に1人となっており、中高年のメタボリックシンドローム対策が必要となっています。

表2 平成17年度老人保健法に基づく基本健康診査結果（集団健診分）

受診者数	メタボリック診断基準に該当する項目			メタボリック有病者推計*
	血圧	血糖	血中脂質	
14,257人	8,096人	2,254人	2,288人	2,862人
	56.8%	15.8%	16.0%	20.1%

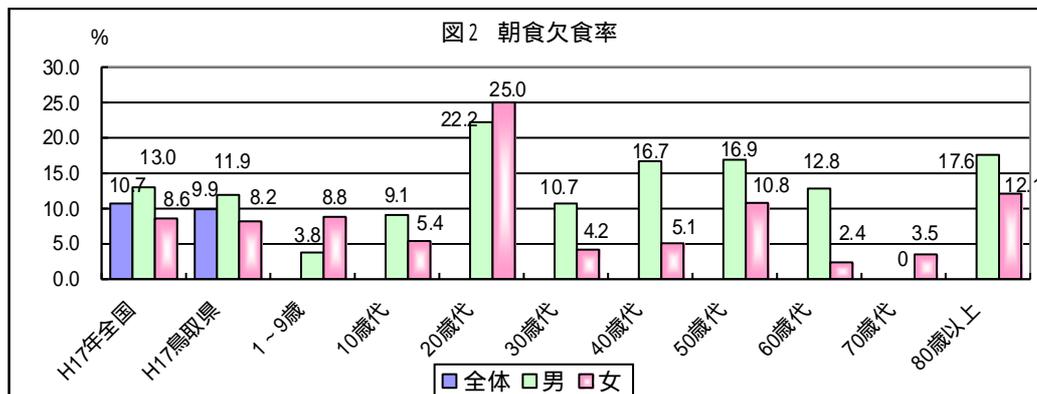
（鳥取県保健事業団）

* 平成17年度の健診では、診断基準の一つである腹囲については測定していないため、血圧、血糖、血中脂質の診断基準で2項目以上該当する者を抽出

2 食生活の変化

（1）食生活の変化

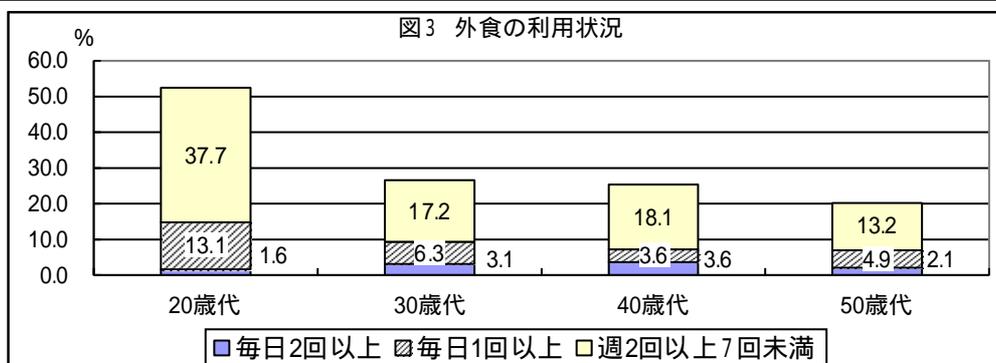
平成17年県民健康・栄養調査によると、子どもや若い世代を中心に、全世代を通じて1～2割の人に朝食の欠食が見られるなど、食習慣の乱れが問題となっています。



（H17全国：厚生労働省平成17年国民健康・栄養調査）

H17鳥取県・各年代別：鳥取県健康対策課平成17年県民健康・栄養調査）

平成17年県民健康・栄養調査によると、20歳代では、半数以上の人^{なかしよく}が外食を利用しており、年代が若い程外食や中食^{なかしよく}*3)の利用者が増えています。

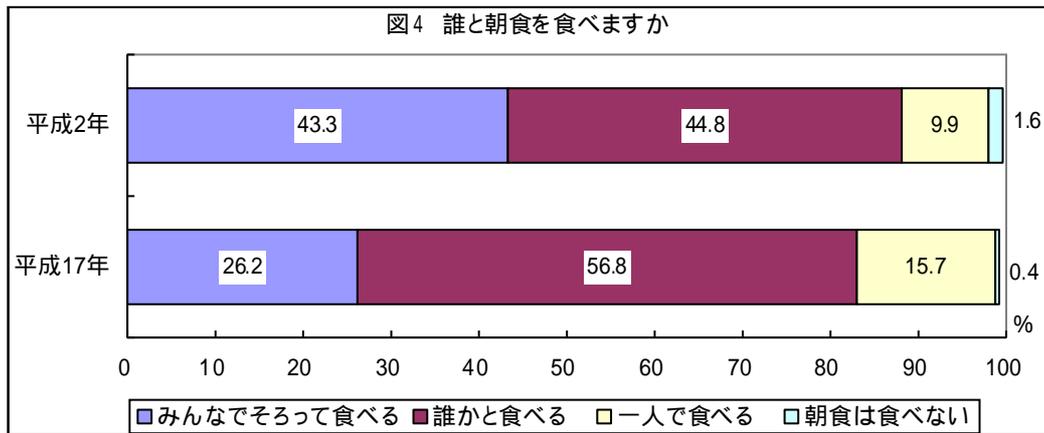


（鳥取県健康対策課 平成17年県民健康・栄養調査）

*3) 中食^{なかしよく}

弁当や惣菜など、そのまま食事として食べられる状態に調理されたものを家庭等に持ち帰って利用すること。家庭で素材から調理する形の「内食」と、レストランなど外出先で食事をする形の「外食」との中間にある食事形態を表す。

平成17年小学校5年生朝食実態調査によると、朝食を一人で食べる小学5年生は、平成2年に比べて増加しており、家庭では、家族で食卓を囲む機会が減ってきていることが伺えます。



(鳥取県食生活改善推進員連絡協議会平成2年・平成17年小学校5年生朝食実態調査)

平成17年県民健康・栄養調査によると、食品の摂取量については、小麦・加工品や肉類が増加する一方、いも類、豆類(大豆加工品、その他豆加工品)、魚類が減少しており、パンや麺類、肉料理を好む傾向が見られます。

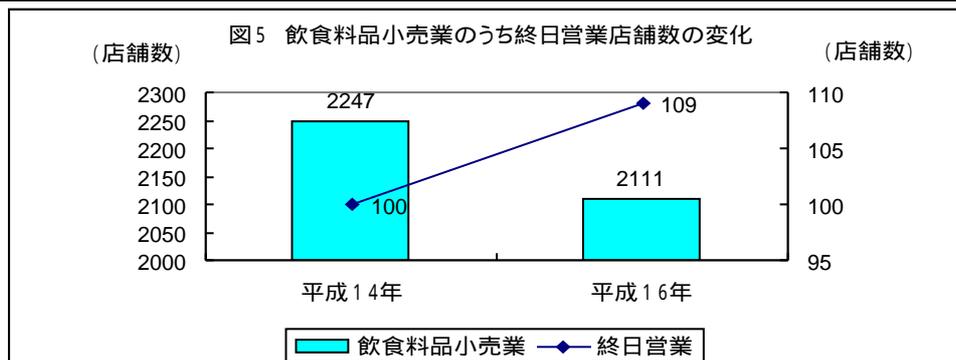
表3 食品群別摂取量(一部抜粋) (単位:g)

	鳥取県		全国
	平成11年	平成17年	平成17年
小麦・加工品	48.1	82.0	99.3
いも類	77.5	62.6	59.1
豆類	76.2	61.9	59.3
大豆加工品	72.2	60.3	57.7
その他豆加工品	4.0	1.6	1.5
魚類	113.3	86.5	84.0
肉類	60.6	75.0	80.2

(平成11年鳥取県:鳥取県健康対策課平成11年県民健康・栄養調査
平成17年鳥取県:鳥取県健康対策課平成17年県民健康・栄養調査
平成17年全国:厚生労働省平成17年国民健康・栄養調査)

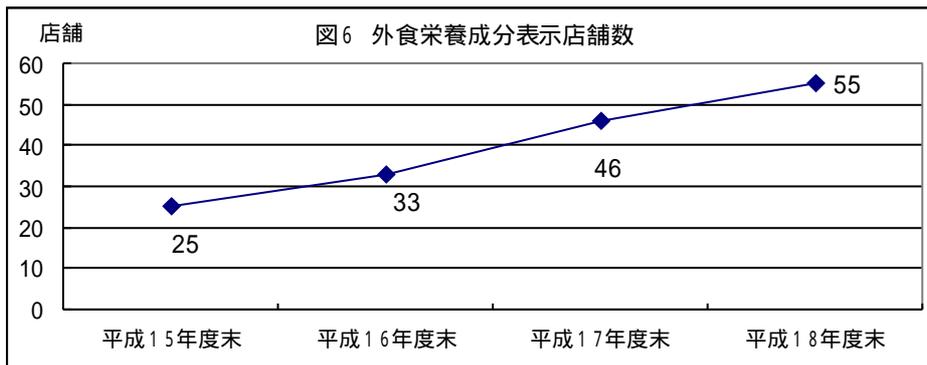
(2) 食環境の変化

飲食料品小売業(外食産業は含まない)の店舗数が減っている中、終日営業の店舗数は増えているなどの社会変化に伴い、「いつでも好きなものを手に入れて食べることができる」環境となっています。

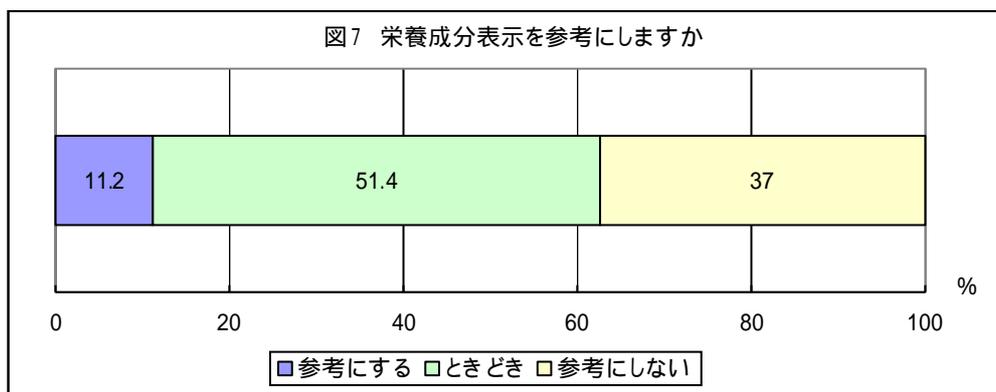


(平成14年・平成16年:経済産業省商業統計調査 鳥取県の状況)

平成17年県民健康・栄養調査によると、加工食品や外食等への栄養成分表示^{*4)}や、マスメディア等からの食に関する情報が増え、食と健康への関心は高まっています。



(鳥取県健康対策課)



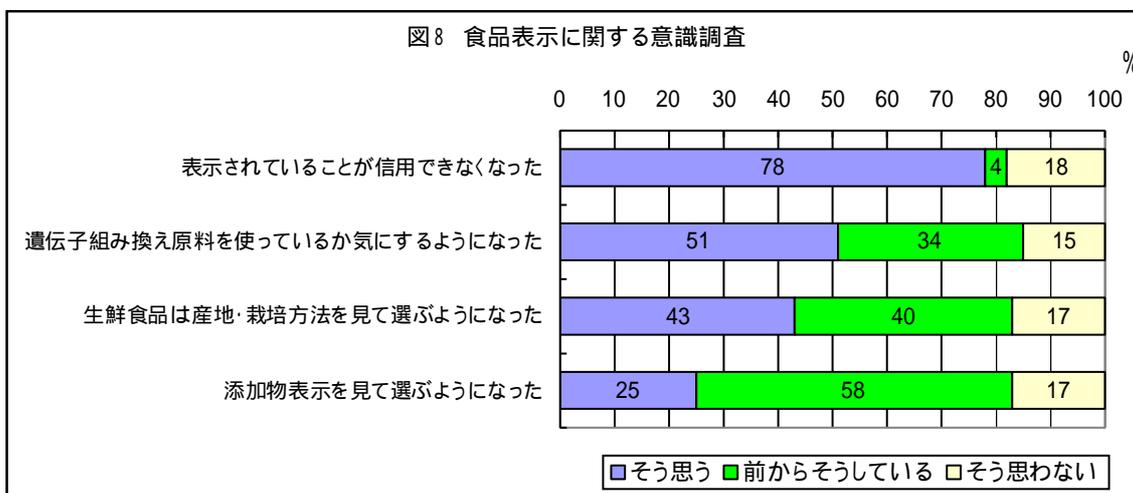
(平成17年鳥取県：鳥取県健康対策課平成17年県民健康・栄養調査)

*4) 栄養成分表示

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分等の量を表示すること。

(3) 食品の安全に対する意識

近年のBSEの発生や食品表示偽装事件を受け、食の安全性や食品表示に対する信用が揺らぐ中、食品表示に関する意識は高い状況にあります。

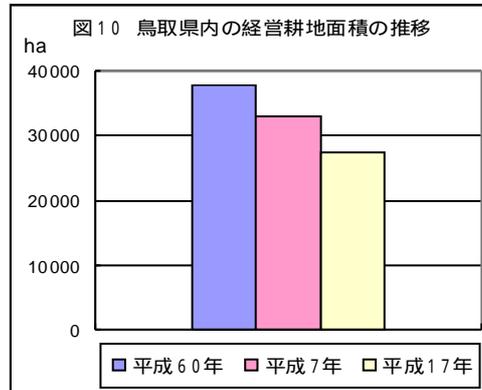
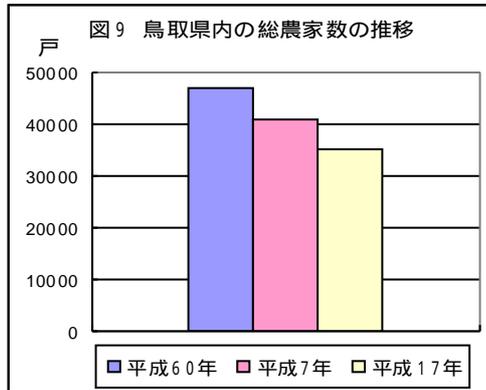


(内閣府 食品表示に関する消費者の意識調査(平成14年度消費者の意識調査))

3 食を取り巻く環境

(1) 農業等食材生産現場と消費者との距離の拡大

近年、食の簡便化や効率化、流通の近代化や効率化が進むとともに、昭和60年から平成17年までの20年間で県内の総農家数や農業経営耕地面積が減少し、食と農林水産業などの生産現場との距離が広がってきています。自分たちが毎日食べているものがどのように作られ、どのように食卓まで届いているのかや、食材本来の姿を知る機会が少なくなっていると考えられます。



(農林水産省 農林業センサス)

(2) 地産地消の推進

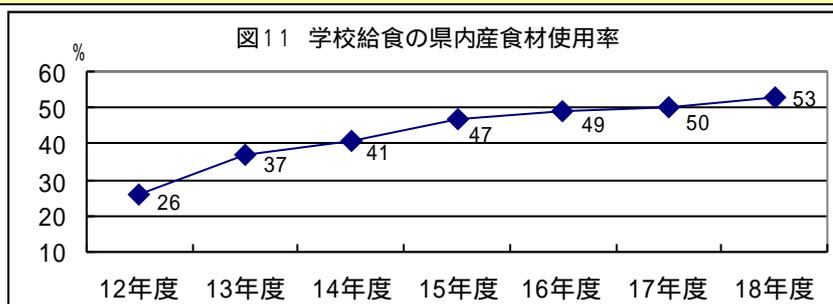
食の安全に関する意識の高揚とともに地元産食材を見直す気運が高まり、消費者の地産地消に対する関心は高くなっています。それに伴い、県内の直売所の店舗数・売上ともに増加しています。

表4 JA直売所売上高および店舗数の推移 (単位/上段:百万円 下段:ヶ所)

J A		H12 事業年度	H13	H14	H15	H16	H17
東 部	売上高	146	427	476	535	610	667
	店舗数	32	32	34	35	35	37
中 部	売上高	72	171	245	356	489	631
	店舗数	4	5	5	5	7	7
西 部	売上高	1	6	181	402	419	484
	店舗数	1	1	2	3	3	3
合 計	売上高	219	603	902	1,294	1,518	1,782
	店舗数	37	38	41	43	45	47

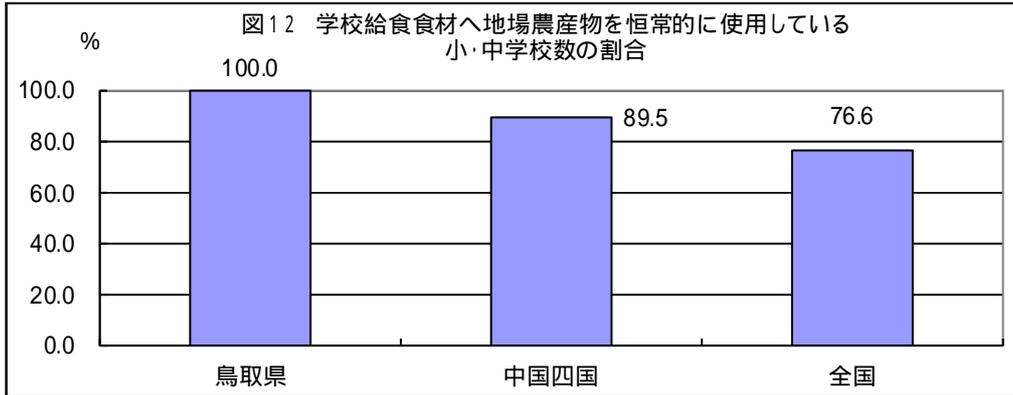
*事業年度は、2月～1月

鳥取県内市町村での学校給食の食材の県内産食材使用率は年々増加し、50%を超えています。



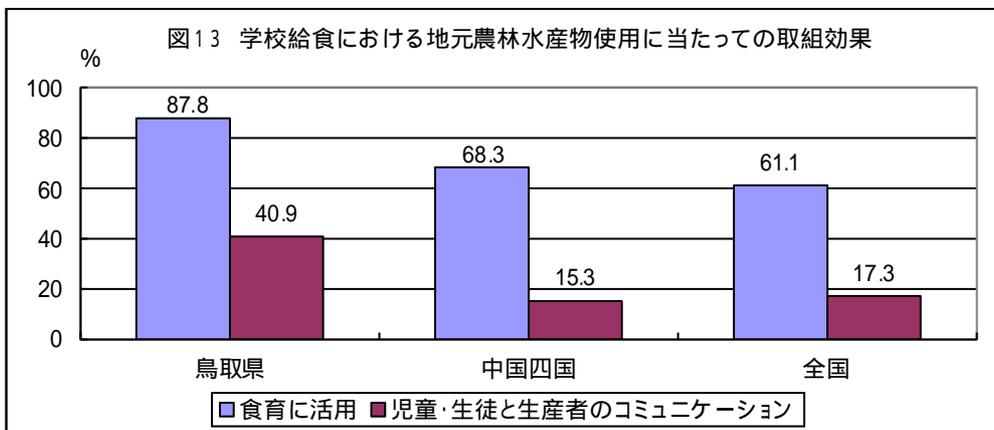
(鳥取県教育委員会調べ)

小・中学校給食では全国的に地元農林水産物を積極的に使用していますが、鳥取県内市町村では全ての給食センターで恒常的に使用されています。



(農林水産省平成16年度農産物地産地消費実態調査)

鳥取県の学校給食では、積極的に地元農林水産物を使用することに加えて、特に食育につながる活動を盛んに行っています。

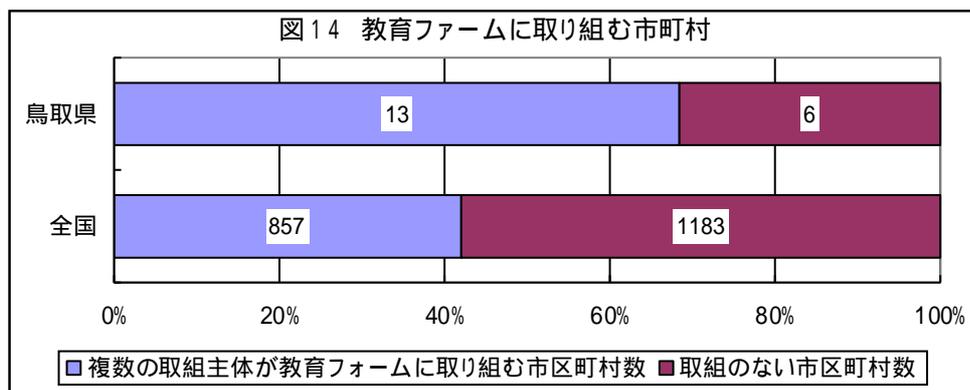


(農林水産省平成16年度農産物地産地消費実態調査)

(3) 食と農林水産業の現場を結ぶ活動

県内では、JA鳥取中央会が設立した食農教育支援センターを中心に、子どもたちが農業生産や農産加工を体験する「アグリスクール」の開催や、教育ファーム^{*5)}、家庭菜園を通じて食農教育を進めるための取組が実践されています。

内閣府による教育ファーム実態調査によると、本県における教育ファームの取組のある市町村数は、全国に比べて多くなっています。



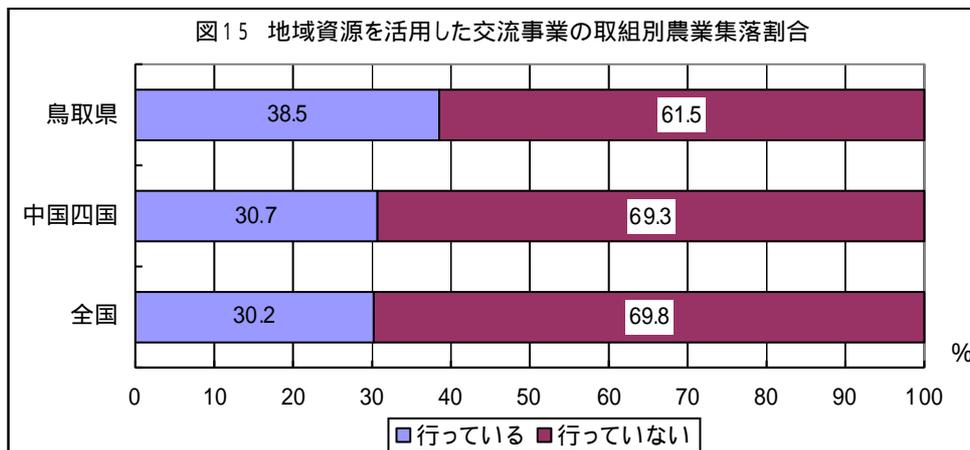
(内閣府教育ファーム実態調査)

* 5) 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組のこと。

なお、一連の農作業等の体験とは、実際に農林漁業を営んでいる者の指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上行うものとされている。

景観や伝統食材などの地域資源を有効に活用した交流事業を、県内の約4割の農業集落が取り組んでいるなど、地域の活性化と合わせて、食や農林水産業の大切さを伝える取組が多く地域で行われています。



(農林水産省2005農林業センサス)

4 地域の食文化の継承

(1) 食文化の衰退

核家族化が進み、家庭や地域内での伝統行事、地域ぐるみの活動が少なくなっている今日、食に関する情報が氾濫する一方で、鳥取ならではの伝統料理、郷土料理を知らない、作れないなど、地域で育まれてきた豊かな食文化が失われつつあり、継承を担う人材も減少してきています。

(2) 地域に根ざした活動

栄養士会や食生活改善推進員、生活改善グループなどの団体が、健康づくりや食育の推進活動、地元農林水産物の活用による加工品の開発、販売などの活動とともに、食文化を継承する活動を積極的に行っていますが、その会員数は年々減少しています。

表5 鳥取県食生活改善推進員連絡協議会会員数

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
鳥取県食生活改善推進員 連絡協議会会員数(人)	5,703	5,678	5,609	5,330	4,909

表6 県内生活改善グループの状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
グループ数(団体)	78	68	60	59	38
会員数(人)	422	378	307	305	177

(3) 地域の食材の情報発信

本県は、山や海などの自然の恵みを受けた新鮮でおいしい農林水産物が豊富にあり、それを原料にした加工品も数多く作られています。また、地域に古くから伝わる伝統料理、旬の料理なども豊富にあります。

これら特産品については、従来から各種イベントなどを通して情報発信されていますが、新しい食材の開発もされており、食文化の継承の役割も期待される中、県内外へ向けたより積極的な情報発信が求められています。

その方法の一つとして「鳥取県ふるさと認証食品」*6)のような、地元産商品や製造者の顔の見える商品を増やしていく取組がされています。

表7 鳥取県ふるさと認証食品数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (平成20年1月末時点)
認証食品数	27商品	35商品	117商品	313商品

*6) ふるさと認証食品

鳥取県産の原材料を使った加工食品や、地域に古くから伝わる伝統的な製造法を用いて作られた加工食品等について、基準に適合し、認証された食品のこと。

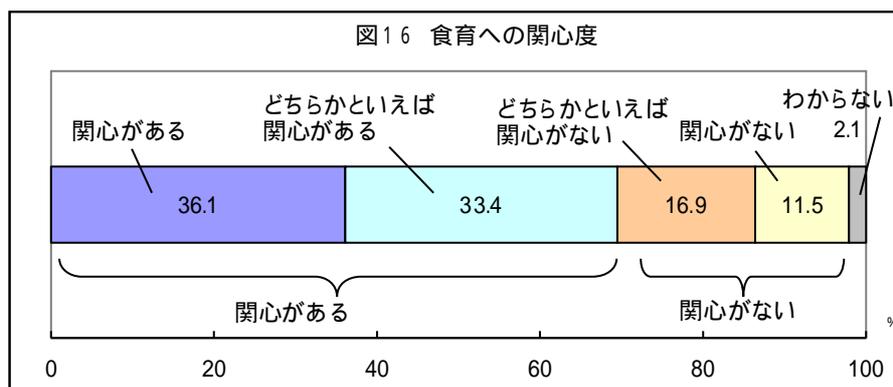
(ふるさと認証食品制度：平成3年度から開始し、平成18年3月に基準改正。)

認証マーク



5 「食育」への関心

平成19年に内閣府が実施した食育に関する意識調査によると、食育に関心がある人は約7割となっており、食育に関する意識は高まっていますが、その実践度は約6割、「食育月間」（毎年6月）、「食育の日」（毎月19日）の周知度はわずか5%未満にとどまっております、今後さらに推進していく必要があります。



(内閣府平成19年3月「食育に関する意識調査」)

第3章 鳥取県のこれからの食育

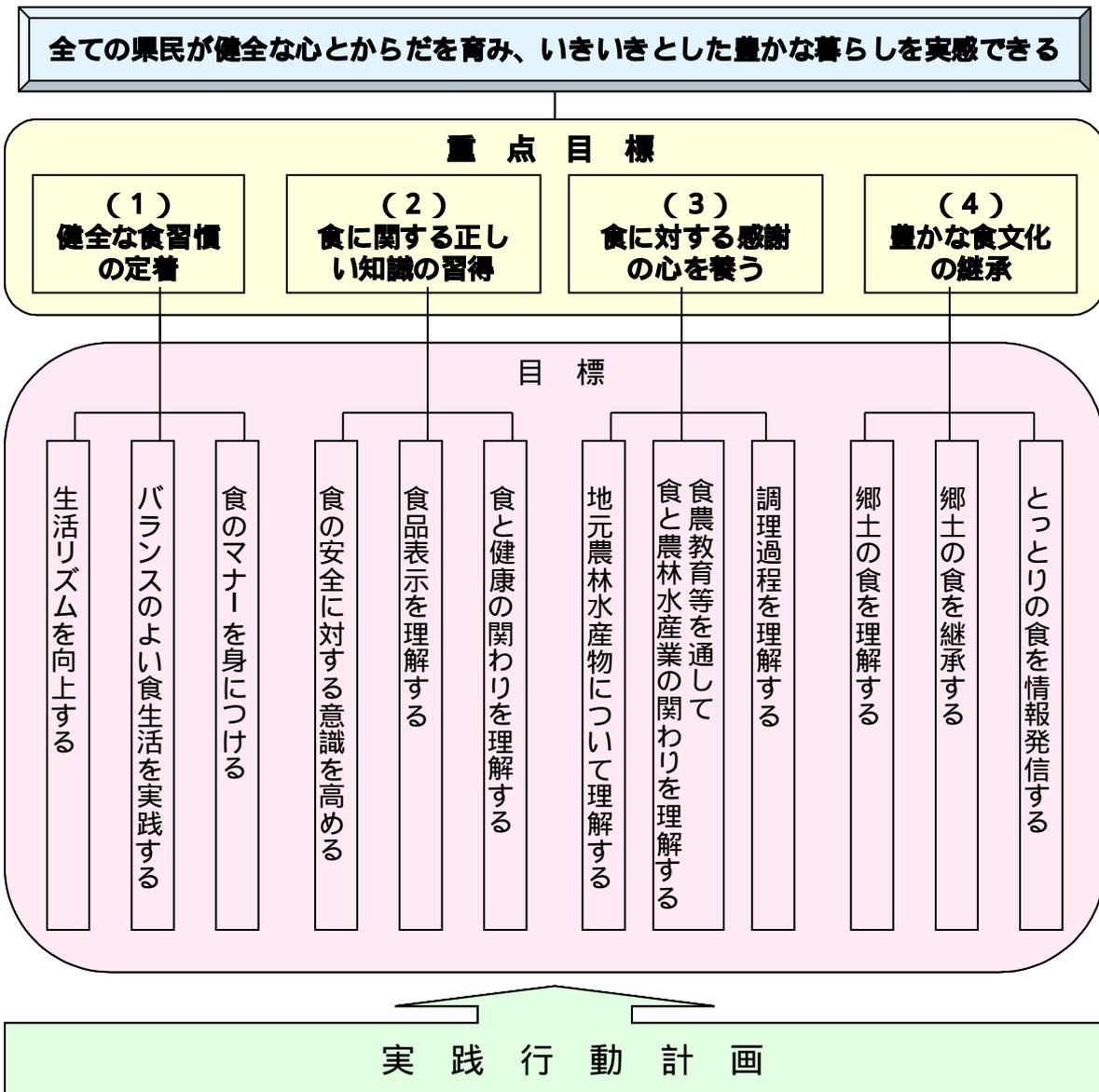
1 食のみやことっとり～食育プラン～が目指す姿

全ての県民が健全な心とからだを育み、
いきいきとした豊かな暮らしを実感できる

県民自らが、健全な心とからだを育むために、食に関するさまざまな正しい知識を身につけ、それを的確に活用する力を養うと同時に、あらゆる食材とその生産者等に対する感謝の心や、楽しく食卓を囲むなどの食を通じたコミュニケーションにより心の豊かさを育てることを目指します。

2 食育の推進目標

食育プランの目指す姿を実現するために、4つの重点目標と12の目標を設定します。



重点目標(1) 健全な食習慣の定着

1日3食、規則正しく、バランスの取れた食事ができる生活を送ることは、子どもにとっても大人にとっても大切なことです。そのために、生活リズムの確立を目指します。

昭和50年代半ばの日本における食生活は、主食である米を中心に、水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた特徴を持つ「日本型食生活」だったと言われています。改めて、そのすばらしさを理解し、実践することを目指します。

また、家族や大切な人と一緒に食卓を囲んでの食事は、心の栄養でもあります。そこで、食卓でのコミュニケーションを通して、食事に関するマナーを身につけることや、食事の楽しさを実感することを目指します。

【目標】生活リズムを向上する

1日3食、規則正しく食事をとることが大切。

具体的には・・・

早寝早起き
朝ごはんを食べる
運動する習慣づくり
よく噛んで食べる

【目標】バランスのよい食生活を実践する

米を中心に、多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を実践する。

具体的には・・・

食事バランスガイド^{*7)}の理解と活用
日本型食生活の見直し

【目標】食のマナーを身につける

家族や大切な人と一緒に食卓を囲み、食事のマナーや楽しく食べる大切さを学ぶ。

実践行動計画

家庭	子どもが規則正しい生活リズムで生活できるよう心がけます。 日本型食生活について子どもに伝えます。 家族で食卓を囲む機会を増やすなど、食事の楽しさを感じることができるよう努めます。 箸の正しい持ち方や食事での会話など、食事に関するマナーを子どもに伝えます。
保育所	給食だよりを活用して、各家庭に簡単朝食レシピを紹介したり、規則正しい生活の必要性を伝えたりします。 咀嚼を意識した献立により、よく噛んで食べることの大切さを子どもたちに定着させます。 日本型食生活を意識した献立により、各家庭に日本型食生活を伝えます。 誕生会や行事を利用して会食を行い、食事の楽しさを家庭や子どもたちに伝え、孤食の防止につなげます。 給食の時間に、箸の正しい持ち方などの食事に関するマナーを子どもたちに伝えていきます。

学 校 幼稚園	毎月19日の食育の日に「朝食調べ」や朝食簡単レシピの紹介などを行い、家庭における朝食習慣の定着に力を入れていきます。 子どもたちの体力の向上を目指した取組を進めます。 給食に日本型食生活を中心にした献立を多く取り入れ、米飯給食の推進に尽力します。 給食の時間に、箸の持ち方、食事での会話、残さず食べることなど、食事に関するマナーを子どもたちに伝えていきます。
地 域	食生活改善推進員は、子どもを対象とした料理教室を通して、健全な食習慣と食事のマナーを伝えていきます。 栄養士会は、ヘルシー教室や各種イベント等を通して、子どもの頃からのよい食習慣の定着に努めます。 食生活改善推進員や栄養士会は、日本型食生活の良さを講習会を通して普及します。
生産者団体	日本型食生活の中心となる米のよさをPRするよう努めます。 地元の野菜やきのこ、肉、魚、卵、豆腐、牛乳・乳製品や果物などのよさを普及します。
食品事業者	より健康に配慮した商品の提供に努めます。 食事バランスガイドなどの表示により、食に関する情報の提供に努めます。
市町村 県	食育月間（毎年6月）、食育の日（毎月19日）の普及啓発を通して、食への関心を高めるとともに健全な食習慣の理解と実践を促します。 市町村での健診や健康教室等を通して、望ましい食生活について全世代へ普及します。 市町村での乳幼児健診や幼児の健康教室で、子どもや家庭へ食事の大切さを伝えるとともに、子どもの生活リズムの確立を支援していきます。 県は、朝食の摂取等望ましい食生活について広く呼びかける活動を実施します。 県教育委員会は「心とからだ いきいきキャンペーン」*8)により、基本的な生活習慣の大切さを啓発していきます。 運動に関する知識や実践する機会を提供し、地域での運動習慣づくりを進めます。 生涯にわたって運動に親しむ習慣を目指すことや、児童生徒の体力向上のための取り組みを進めます。 食事バランスガイドなど日本型食生活について情報を提供していきます。 関係団体への指導、支援を行います。 食育に関する保護者向けパンフレットを作成するなど、食育の推進に力を入れます。

* 7) 食事バランスガイド

「1日に何をどれだけ食べたらよいか」をわかりやすくイラストで示したもの(右図)。コマのバランスが崩れないように食事の摂り方を工夫すれば、自然と栄養バランスのとれた食生活が身につく。

平成17年6月、厚生労働省と農林水産省が策定。

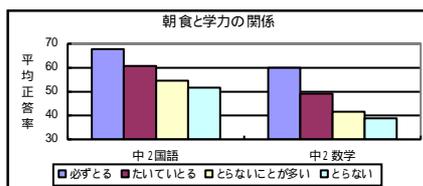
食事バランスガイド
あなたの食事は大丈夫？



* 8) 心とからだいきいきキャンペーン

各種調査の結果、生活習慣と学力・体力との間に相関関係のあることが明らかになったことから(右図)、県教育委員会では、子どもたちの望ましい生活習慣の定着を図るため、

「心とからだいきいき(食・読・遊・寝)キャンペーン」を平成17年から実施している。



キャンペーンロゴ



キャンペーン6つの柱

- しっかり朝食を食べよう
- じっくり本を読もう
- 外で元気に遊ぼう
- たっぷり寝よう
- 長時間テレビを見るのはやめよう
- 服装を整えよう

重点目標（２）食に関する正しい知識の習得

食の安全を確保するためには、食品供給者からの正確な情報提供は欠かせませんが、提供された情報を正しく理解し、生活に活かすためには、県民一人ひとりが食品の表示に関する正しい知識を持つことが必要です。

さらに、食生活と健康には深い関わりがあり、その関係を理解することも大切です。子どもの頃から食生活と健康に関する正しい知識を持ち、生活の中で実践できることを目指します。

【目標】食の安全に対する意識を高める

食品の安全性に対して意識を高めるとともに、正しい知識を身につけ理解を深める。

【目標】食品表示を理解する

食品の表示を正しく理解し、生活に活用する。

【目標】食と健康の関わりを理解する

食生活と健康の関わりについて理解するとともに、外食、中食を利用するとき、栄養情報を上手に利用できるような知識を身につける。

実践行動計画

家庭	身近な食品や、外食、中食を利用する機会等を通して、子どもがその表示に興味を持ち、正しい理解と活用ができるよう努めます。 健康に過ごすための食事について子どもに伝えます。
保育所	食育計画を作成し、年齢に応じた食育指導を行います。 給食の食材についての説明を行い、子どもたちの興味・関心を育てます。
学校 幼稚園	食に関する指導年間計画を作成し、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じた系統的な指導を推進していきます。 子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、生活に活かせるよう、学校教育の中でいろいろな機会の場づくりに取り組みます。 栄養教諭や学校栄養職員等の専門家による食の指導ができるよう、指導体制を整備します。

地 域	消費者組織、食生活改善推進員、栄養士会などは、県民が、加工食品の栄養成分表示などを参考にして食品が選択できるよう知識の普及を行います。
生産者団体	生産物に適正な表示を行い、消費者への情報提供に努めます。
食品事業者	食品の表示を通して、消費者に正しい情報を提供するよう努めるとともに、そのために必要なさまざまな知識を習得します。
市町村 県	食品表示ウォッチャー ^{*9)} からの情報を活用し、食品表示が正しく行われるよう指導していきます。 子どもたちが食に関する正しい知識を身につけ、生活に活かせるよう、健康教室等を通して支援します。 給食施設を対象とした研修で、生活習慣病予防の知識を普及します。 さまざまな機会を通して、食事バランスガイドなどの情報を県民に提供します。 外食や中食のメニューに栄養成分を表示する店舗が増えるよう働きかけるとともに、それらを利用する人が上手に利用できるための知識の普及に努めます。 学校における食育の充実を図るための食育ハンドブックを作成し、学校における食に関する指導の推進に役立てます。 食育に関する保護者向けパンフレットを作成するなど、家庭における食育の推進に力を入れていきます。

* 9) 食品表示ウォッチャー

買い物等の消費者の日常生活を利用した食品表示の継続的なモニタリングと食品表示に関する情報提供を通じて、食品表示の適正化を図るもの。農林水産省、社団法人日本農林規格協会において、全国で約1,000名に委嘱している。また、都道府県ごとにも委嘱しており、鳥取県では30名に委嘱している。



重点目標（３）食に対する感謝の心を養う

日頃わたしたちが口にしている食材や料理は、自然の恩恵と生きものの命の犠牲の上に成り立っており、また、農林水産業者をはじめ流通業者、調理担当者などさまざまな人に支えられています。食材生産現場と消費者との距離が広がり、「食」を大切にする意識が低くなってきています。

そのため、本県では、海や山など自然に囲まれたすばらしい環境を活かしつつ、県の基幹産業である農林水産業に関する体験学習や生産者と消費者との交流、地産地消の活動などを通して、食への理解を進め、食に対する感謝の気持ちや郷土に対する自信と誇りを育みます。

また、調理の過程を理解し、実践する機会を通して、調理担当者等に対する感謝の気持ちを育みます。

【目標】地元農林水産物について理解する

地産地消を実践し、身近にあるものを食べることの魅力や地元の良質で美味しい食材の良さを理解する。

【目標】食農教育等を通して食と農林水産業の関わりを理解する

農業体験や学校給食、生産者との交流等を通して食と農林水産業の関わりを理解するとともに、「食」を五感で感じ、食に関する感謝の心や豊かな人間性を養う。

【目標】調理過程を理解する

家庭の食事や学校の給食、外食や中食等、さまざまな食事において、料理ができあがるまでの過程について理解する。

実践行動計画

家庭	地元産食材の利用を進めます。 食と農林水産業などとの関わりについて日頃から話し合います。 買物や食事づくりを通して調理などの楽しさを伝えるとともに、調理をしてくれる人への感謝の心を育みます。
保育所	菜園活動等の食農教育を行い、収穫の喜びを子どもたちに知らせます。 漁業・畜産体験を行います。 調理体験（クッキング）を通して食べ物の大切さや調理をしてくれる人への感謝の心を育みます。

<p>学 校 幼稚園</p>	<p>総合的な学習などにより、農林水産業についての理解を深めます。 給食への地元産食材の利用を進めます。 学校給食に使われている地元の食材の紹介や、生産者との調理実習や交流給食等を通して、子どもたちに地元の食材の良さや地域との関わりを伝え、生産者への感謝の念を育成します。 農業・漁業・畜産について、発達段階に応じた体験学習に取り組みます。 調理体験等を通して、食べ物大切さや調理をしてくれる人への感謝の心を育みます。</p>
<p>地 域</p>	<p>食生活改善推進員や栄養士会は、講習会や調理実習を通して地元農林水産物への理解や食べ物大切さを普及していきます。 体験農園など農業体験が可能な食農教育の場の提供を行います。 集落や地域組織は、地域資源を活用した消費者との交流を促進します。 消費者組織は、生産者との交流活動に積極的に取り組みます。</p>
<p>生産者団体</p>	<p>食育に取り組む学校との連携及び農林水産業の大切さを県民に情報提供する食農教育活動等を行います。 直売・産直への取組を充実するとともに、地元産食材を学校、保育所給食などへ積極的に供給します。 保育所、幼稚園、小学生、中学生、高校生、大学生やその保護者等を対象とした体験学習を実施します。 生産者と消費者の交流の場づくりを進め、交流活動を支援します。</p>
<p>食品事業者</p>	<p>ホテル、旅館、飲食店、量販店、加工業者などは地元産食材・食品の利用・販売を進めます。</p>
<p>市町村 県</p>	<p>社会科副読本を作成し、小学校において鳥取県の農林水産業を学習するための教材を提供します。 地元産食材を購入・利用できる環境づくりと情報提供を行います。 学校給食地産地消推進会議を開催し、各市町村の取組の実態や優秀事例を紹介するなどして、学校給食における地産地消を推進します。 体験農園などの農業体験が可能な場の提供を行います。 農業団体が開催する体験学習に対して支援を行います。 園児、児童、保護者などを対象に農業体験研修会を実施します（食農体験スクール、農業体験研修）。 様々な場面での交流活動を支援します。 子どもやその保護者等を対象としたクッキング教室を通して、食べ物大切さや調理をしてくれる人への感謝の心を育みます。</p>



いただきます！

ごちそうさま。



重点目標（４）豊かな食文化の継承

県内に古くから伝わる食文化（伝統料理や特産品を使った料理など）や旬の料理について理解し、次の世代に伝えるとともに、郷土の食を広く食していただくために、それらを「とっとりの食」として広く県内外へ発信していきます。

【目標】郷土の食を理解する

県内の食文化や伝統等の背景と合わせて、郷土の食について理解を深める。

【目標】郷土の食を継承する

旬の食の普及、伝統行事にまつわる食や地域に古くから伝わる食の継承など、次の世代への食文化の継承活動を行う。

【目標】とっとりの食を情報発信する

県産の新鮮でおいしい農林水産物をはじめ、伝統的な郷土料理や、新たに開発された加工食品、料理の情報を県内外へ積極的に発信する。

鳥取の伝統の食・郷土の食

（事例）

いなばおこわ（東部）	さばずし（東部）
大山おこわ（西部）	いわし団子（県全域）
いただき（西部）	こも豆腐（中部）
柿の葉ずし（東部）	けんちん（県全域）
いかめし（県全域）	小豆雑煮（県全域）
かにめし（県全域）	いもぼた（西部）
川かにめし（西部）	ねぼし団子（西部）
赤飯（県全域）	おやき（県全域）
いがいめし（東部）	おいり（県全域）
いぎす（中部）	らっきょう漬（県全域）
赤カレイの子まぶり（東部）	とうふ竹輪（東部）
あごのつみれ汁（中部）	あご竹輪（県全域）
はたずし（東部）	板わかめ（県全域）

など・・・

（とっとり旬の料理：県地産地消推進室発行）

（八頭のおじ：八頭生活改善実行グループ連絡協議会、八頭地方農林振興局発行）

（聞き書 鳥取の食事：社団法人農山漁村文化協会発行）

実践行動計画

家 庭	<p>親から子へ我が家の伝統料理や旬の味（家庭の味）を伝えます。 節句など食に関係する行事を家庭でも行うよう努めます。</p>
保育所	<p>給食メニューに郷土料理を取り入れ、地域の食文化を伝えます。 地域の人々との交流や行事を通して、食文化を子どもや保護者に伝えます。 クッキング体験を行います。</p>
学 校 幼稚園	<p>学校給食週間（毎年1月24日～30日）を中心に郷土料理や古くから伝わる行事食を取り入れたり、子どもたち自身で郷土料理について調べるなど、豊かな食文化を子どもたちに伝えていきます。 県民の日（毎年9月12日）に地元産食材を使用した献立にするとともに、食文化の指導をするなど食文化の推進に努めます。</p>
地 域	<p>食生活改善推進員や栄養士会は、地域に伝わる郷土の食文化を子どもたちに伝える活動を継続していきます。 消費者組織は、農山漁村に古くから伝わる伝統料理や旬の料理を学習し、積極的に日常の食生活に活かします。</p>
生産者団体	<p>広く消費者や子どもたちへ地元食文化の継承活動を行います。 地元の食材を用いた加工食品の開発・販売を行い、関係団体はその活動を積極的に支援します。 消費者へ県産農林水産物・加工品等のPR、食べ方の提案等を行います。</p>
食品事業者	<p>ホテル、旅館、飲食店等は食事メニューに旬の食材や郷土料理を取り入れるよう工夫します。 加工業者等は、県の農林水産物の良さを活かした商品開発に努めます。 ホテル、旅館、飲食店、加工業者等は地元産食材利用を前面に出したPRに努めます。</p>
市町村 県	<p>地元で伝わる料理や食に関する行事を継承、発展させることを通して、地域の活性化を助けます。 鳥取の食文化の継承活動を支援します。 新たな食の商品開発や販路拡大を支援します。 県産農林水産物・加工品等のPRを行います。 学校給食の役割を考えて、食事内容の充実、豊かな食文化の継承を呼びかけていきます。 学校給食の充実のために、栄養教諭・学校栄養職員の研修会や衛生管理講習会を実施します。</p>



3 食育の推進体制

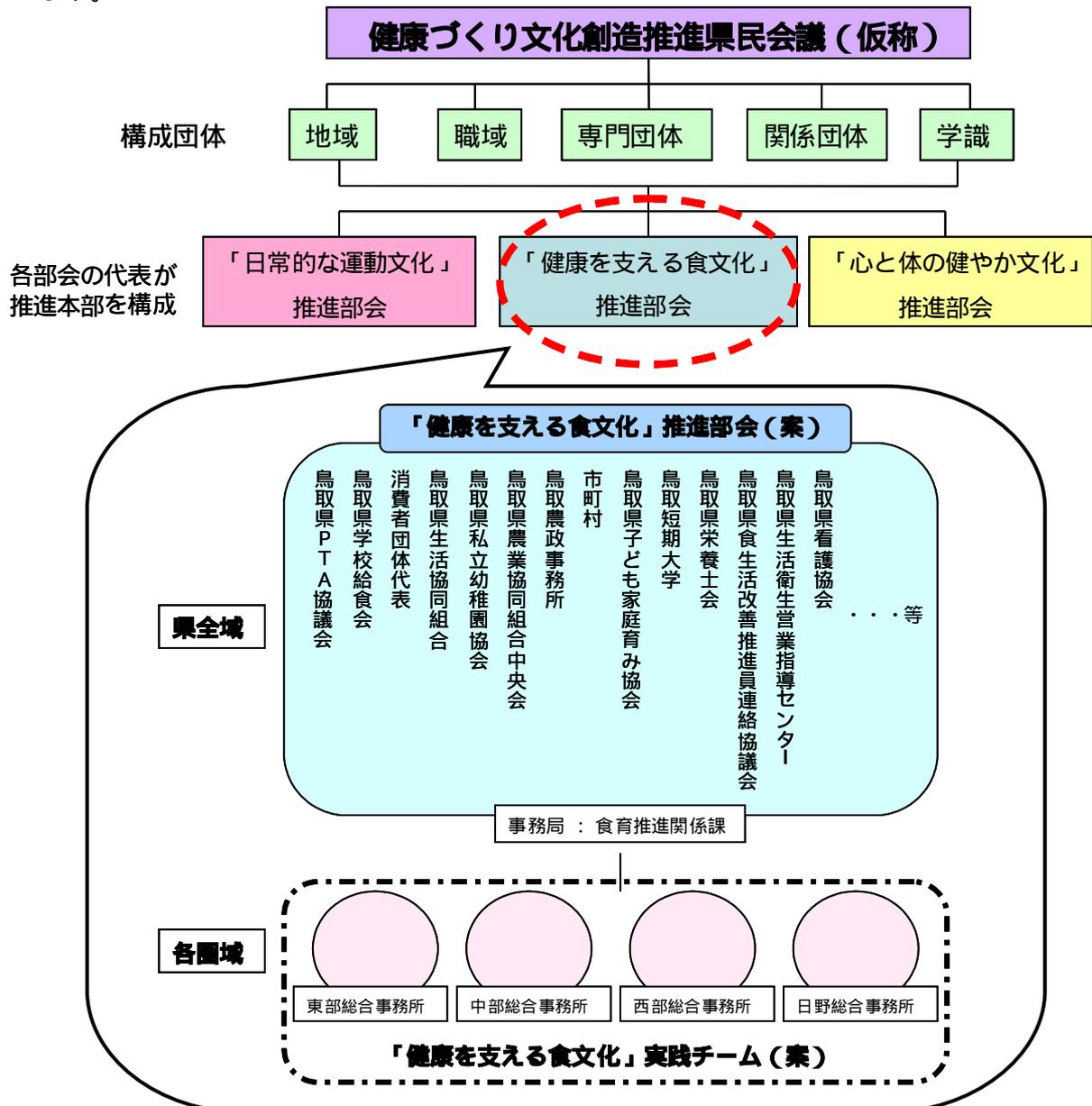
食育を推進するためには、実践行動計画に基づく活動を、家庭、保育所、学校・幼稚園、地域で活動しているボランティア団体、生産者団体、食品関連事業者、市町村、県など様々な人たちが連携して取り組むことが大切です。

鳥取県では、健康づくりを地域の文化として捉え、全県的に計画的かつ総合的に取り組むため、平成20年度から新たに「健康づくり文化創造推進県民会議（仮称）」を設置することとしています。

健康づくりの3本柱である「日常的な運動文化」「健康を支える食文化」「心と体の健やか文化」について、それぞれ部会を設置して推進することとしており、食育については「健康を支える食文化推進部会」において取り組みます。

「健康を支える食文化推進部会」では、必要に応じて食農関係団体や食品事業者等、地域の身近な実践者の御意見を伺いながら、食育を通じた健康づくりを地域全体が連携して効果的に推進します。

また、各圏域においては、地域の実情に応じた推進体制を整え、地域ぐるみで食育を推進します。



* 推進部会の構成員は<案>であり、変更することがあります。

第4章 食育推進の目標値

食育推進の状況を把握するために、目標項目を定め、目標値を設定します。

目標項目	改定時の現状値 (平成19年度)	目標値 (平成24年度)	目標設定の 考え方
朝食の欠食率 全世代での朝食欠食率を減少させます。	幼児 3.8% 児童・生徒 15.6% 成人男性 15.9% (20～60歳代) (鳥取県健康対策課平成17年 県民健康・栄養調査)	幼児 0% 児童・生徒 0% 成人男性 10%以下 (20～60歳代) (鳥取県健康政策課平成22年 県民健康・栄養調査)(予定)	健康日本21 ^{*10)} 及び食育推進基本計画の目標(20歳代及び30歳代男性15%以下)を参考に、地域の実情に応じて設定。
運動習慣のある人の割合 週に2回以上、1回30分以上の運動を継続的に取り入れている人を増やします。	男性 19.7% 女性 20.1% (鳥取県健康対策課平成17年 県民健康・栄養調査)	男性 30.0%以上 女性 30.0%以上 (鳥取県健康政策課平成22年 県民健康・栄養調査)(予定)	健康日本21の目標(成人男性39%以上、成人女性35%以上)及びこの目標設定を行った考え方(10%程度の増加を目指す)を参考に、地域の実情に応じて設定。
「食事バランスガイド」を知っている人の割合 「食事バランスガイド」を理解し、食生活に活用する人を増やします。	12.2% (鳥取県健康対策課平成17年 県民健康・栄養調査)	60.0% (鳥取県健康政策課平成22年 県民健康・栄養調査)(予定)	食育推進基本計画の目標(60%以上)を参考に設定。
家庭での食事を楽しく食べる子どもの割合 家庭での食事を楽しく食べる子どもを増やします。	小学5年生 82.0% 中学2年生 61.0% (鳥取県学校栄養士協議会平成18年 家庭での生活と食事についての調査)	小学5年生 90.0% 中学2年生 70.0% (鳥取県学校栄養士協議会平成24年 家庭での生活と食事についての調査)(予定)	現状値を踏まえ、望ましい目標を設定。
外食栄養成分表示を行っている飲食店舗数 外食栄養成分表示を行っている飲食店を増やします。	55店舗 (鳥取県健康対策課調べ 平成18年度)	150店舗 (鳥取県健康政策課調べ 平成24年度)(予定)	平成18年度までの取組状況(1年あたり15店舗程度の増加)を参考に設定。
学校給食における地産地消率 学校給食における県内産食材使用率を増やします。	53.0% (鳥取県教育委員会体育保健課 調べ 平成18年度)	60.0% (鳥取県教育委員会体育保健課 調べ 平成24年度)(予定)	現状値を踏まえ、望ましい目標を設定。

*10) 健康日本21

21世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、平成12年に厚生労働省が策定。

参考資料

(1) 食育基本法

(平成 1 7 年法律第 6 3 号)

(2) 食育推進基本計画概要

(平成 1 8 年 3 月食育推進会議 (会長 : 内閣総理大臣) 決定)

(3) 「とっとりの食」行動計画

(平成 1 6 年 3 月鳥取県策定)

食育基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条～第15条）

第2章 食育推進基本計画等（第16条～第18条）

第3章 基本的施策（第19条～第25条）

第4章 食育推進会議等（第26条～第33条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第9条 国は、第2条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 2 食育の推進の目標に関する事項
- 3 国民等を行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県食育推進計画）

- 第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

- 第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。
- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

- 第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

- 第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

- 第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

2 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

- 第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

- 第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
1 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第17号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の3に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
2 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
3 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

- 第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

- 第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。
2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

- 第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。
2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

- 第2条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
第4条第1項に次の一号を加える。
17 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
第4条第3項第27号の2の次に次の一号を加える。
27の3 食育推進基本計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
第40条第3項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議食育基本法少子化社会対策会議少子化社会対策基本法」に改める。

食育推進基本計画の概要

はじめに

1. 食をめぐる現状

近年、健全な食生活が失われつつあり、我が国の食をめぐる現状は危機的な状況にある。このため、地域や社会を挙げた子どもの食育をはじめ、生活習慣病等の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保と国民の理解の増進、食料自給率の向上、伝統ある食文化の継承等が必要である。

2. これまでの取組と今後の展開

これまでも食育への取組がなされてきており、一定の成果を挙げつつあるが、危機的な状況の解決につながる道筋は見えていない。このため、平成18年度から22年度までの5年間を対象とする基本計画に基づき、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指す。

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

健全な食生活に必要な知識等が年齢、健康状態等により異なることに配慮しつつ、心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策を講じる。

2. 食に関する感謝の念と理解

様々な体験活動等を通じ、自然に国民の食に対する感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講じる。

3. 食育推進運動の展開

国民一人一人の理解を得るとともに、社会の様々な分野において男女共同参画の視点も踏まえ食育を推進する観点から、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、多様な主体の参加と連携に立脚した国民運動となるよう施策を講じる。

4. 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

子どもの父母その他の保護者や教育・保育関係者の意識向上を図り、子どもが楽しく食を学ぶ取組が積極的に推進されるよう施策を講じる。

5. 食に関する体験活動と食育推進活動の実践

家庭、学校、地域等様々な分野において、多様な主体から食を学ぶ機会が提供され、国民が意欲的に食育の活動を実践できるよう施策を講じる。

6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献

伝統ある食文化の継承や環境と調和した食料生産等が図られるよう配慮するとともに、食料需給への国民の理解の促進と都市と農山漁村の共生・対流等により農山漁村の活性化と食料自給率の向上に資するよう施策を講じる。

7. 食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性等食に関する幅広い情報を多様な手段で提供するとともに、行政、関係団体、消費者等との意見交換が積極的に行われるよう施策を講じる。

第2 食育の推進の目標に関する事項

1. 目標の考え方

食育を国民運動として推進するため、これにふさわしい定量的な目標を掲げ、その達成を目指して基本計画に基づく取組を推進する。

2. 食育の推進に当たっての目標値(平成22年度)

- (1)食育に関心を持っている国民の割合の増加
70%(平成17年度)→90%以上
- (2)朝食を欠食する国民の割合の減少
小学生4%(平成12年度)→0%
20歳代男性30%、30歳代男性23%(平成15年度)→いずれも15%以下
- (3)学校給食における地場産物を使用する割合の増加
21%(平成16年度、食材数ベース)→30%以上
- (4)「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加
60%以上
- (5)内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加
80%以上
- (6)食育の推進に関わるボランティアの数の増加
現状値の20%以上増加
- (7)教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加
42%→60%以上
- (8)食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加
60%以上
- (9)推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
都道府県100%、市町村50%以上

第3 食育の総合的な促進に関する事項

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

1. 家庭における食育の推進

- 生活リズムの向上
朝食摂取、早寝早起き等子どもの生活リズム向上のための普及啓発活動等
- 子どもの肥満予防の推進
栄養・運動両面からの肥満予防対策等
- 望ましい食習慣や知識の習得
学校を通じた保護者に対する栄養管理に関する知識等の啓発や家庭教育手帳の配付・活用
- 妊産婦や乳幼児に関する栄養指導
妊産婦等への栄養指導の充実、妊産婦の健康課題等についての調査研究、乳幼児等の発達段階に応じた栄養指導等
- 栄養教諭を中核とした取組
栄養教諭を中核とした食育推進、保護者や教職員等への普及啓発等
- 青少年及びその保護者に対する食育推進
青少年育成に関するイベントにおける普及啓発や情報提供

2. 学校、保育所等における食育の推進

- 指導体制の充実
栄養教諭の全国配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等
- 子どもへの指導内容の充実
学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等
- 学校給食の充実
学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、学校給食での地産地消の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等
- 食育を通じた健康状態の改善等の推進
食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等
- 保育所での食育推進
保育計画に連動した組織的・発展的な「食育の計画」の策定推進等

3. 地域における食生活の改善のための取組の推進

- 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
日本の気候風土に適した米と多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践促進のための情報提供等
- 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
「食生活指針」の普及啓発、「食事バランスガイド」の浸透促進等
- 専門的知識を有する人材の養成・活用
管理栄養士・専門調理師等の養成と多面的な食育活動の推進等
- 健康づくりや医学教育等における食育推進
医療機関等での食育の普及啓発、健康状態に応じた栄養や運動の指導等

- 食品関連事業者等による食育推進
食品関連事業者等による体験活動の機会提供、情報や知識の提供等

4. 食育推進運動の展開

- 食育月間の設定・実施
食育月間の設定(毎年6月)による重点的・効果的な運動等
- 継続的な食育推進運動
食育の日の設定(毎月19日)による継続的運動、キャッチフレーズの活用等
- 各種団体等との連携・協力体制の確立
団体等の全国的な連携確保、地方公共団体を中心とする協力体制の構築等
- 民間の取組に対する表彰の実施
民間の食育活動に関する表彰の実施
- 国民運動に資する調査研究と情報提供
食育に関する国民意識等の調査研究、食育に関する総合的な情報提供等
- 食育に関する国民の理解の増進
世代、健康状態等に応じた細やかな広報啓発活動、科学的知見に基づく正しい知識による冷静な判断の重要性への理解促進等
- ボランティア活動への支援
ボランティアによる取組の活発化、食生活改善推進員等による健康づくり活動の促進

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 都市と農山漁村の共生・対流の促進
グリーン・ツーリズム等を通じた交流促進のための情報提供、受入体制の整備等
- 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供
子どもを中心とする農林水産物の生産における様々な体験機会の拡大のための情報提供、受入体制の整備等
- 農林漁業者等による食育推進
農林漁業者等の教育関係者との連携による体験活動の機会の提供等
- 地産地消の推進
地産地消を推進するための計画策定、人材の育成、施設の整備等
- バイオマス利用と食品リサイクルの推進
バイオマスの総合利用による地域循環システムの実用化、食品リサイクルの必要性に関する普及啓発等

6. 食文化の継承のための活動への支援等

- ボランティア活動等における取組
食生活改善推進員等による親子料理教室等での郷土料理等の活用等

- 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用
学校給食への郷土料理等の導入、各種イベント等での郷土料理等の紹介等
- 専門調理師等の活用における取組
高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用
- 関連情報の収集と発信
食文化の普及啓発に関する全国各地の事例の収集・発信
- 知的財産立国への取組との連携
食文化の基盤となる調査研究、シンポジウム等による成果の発信等の促進

7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

- リスクコミュニケーションの充実
リスクコミュニケーションの積極的な実施、効果的手法の開発
- 食品の安全性や栄養等に関する情報提供
食品の安全性等に関する情報の分かりやすい提供等
- 基礎的な調査・研究等の実施
国民健康・栄養調査等の実施、複数分野のデータの総合的な収集・解析、農林漁業、食料生産等に関する統計調査の実施等
- 食品情報に関する制度の普及啓発
食品表示制度の見直し、同制度の普及・定着等
- 地方公共団体等における取組の促進
地方公共団体や関係団体等による各種情報の収集・提供
- 食育の海外展開と海外調査の推進
食育の理念や取組の海外発信、「食育(Shokuiku)」の海外普及、海外での取組の調査等
- 国際的な情報交換等
海外研究者の招聘、海外調査の実施、国際的な連携・交流の促進等

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 多様な関係者の連携・協力の強化

多様な関係者による連携・協力の強化に努める。

2. 都道府県等による推進計画の策定とこれに基づく施策の促進

都道府県等による推進計画の作成等に向け、国からの働きかけ等を行う。

3. 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育に関する情報の分かりやすい形での提供と国民の意見等の把握・反映に努める。

4. 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、推進状況の把握と効果等の評価を行う。また、予算の有効利用の観点から選択と集中の強化等の徹底を図る。

5. 基本計画の見直し

計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

「とっとりの食」行動計画

鳥取県の「食」に関する生活や文化を大切に育て、
県民が楽しく、豊かに、誇りが持てる「食の環境づ
くり」を推進します。

平成16年3月

鳥 取 県

生活の基本となる「食」を、鳥取県の重要な課題として位置づけ、今後、四つの重点項目を積極的に推進します。

- 1 **「日常生活における健全な食習慣の定着」を推進します。**
日常生活において、食事を三食とるなどの健全な食習慣の定着を推進する行動です。
- 2 **「食生活の見直し」を支援します。**
日常生活において食生活の見直しを、地元食材を出来るだけ活用（地産地消）し、栄養面・健康面・安全面などから支援する行動です。
- 3 **「とっとりの食文化」の確立を目指します。**
地産地消精神に沿った「とっとりの食文化」（伝統料理など）を県内にPRし、県民に認知してもらう行動です。
- 4 **「とっとりの食の情報発信」に努めます。**
「とっとりの食」（伝統料理、郷土料理）を鳥取県の名物料理として県外に積極的にPRする行動です。

県において、組織の新設を行うとともに食に関連する人材が活動できる体制づくりを進め、この行動計画を強力に推進します。

- 1 鳥取ルネッサンス推進プロジェクトチーム内に**「とっとりの食ワーキンググループ」**を設置し、**行動計画の総合的な推進**に努めます。
- 2 **食に関連する人材（食生活改善推進員、地域の食の熟練者、栄養士、保健師、改良普及員、食品衛生監視員など）を中心とした「食の実践チーム」**を県内の4（**東部、中部、西部、日野**）地区で編成し、総合的かつ一貫した普及啓発や指導支援を行います。

は16年度に予算措置等により事業化されている事業

1 「日常生活における健全な食習慣の定着」を推進します。

日常生活において、食事をきちんと三食とるなどの健全な食習慣の定着を推進する行動です。

- 基本的な食習慣として、
- 1 朝食をとる
 - 2 楽しく食事をする
 - 3 正しいマナーを身に付ける

(1) 朝食をとるための運動を推進します。

県民が朝食をとることについての意識を高めつつ、基本的な食習慣の定着を図ります。

・・・「朝食キャンペーン」の全県的な展開・・・

《県民から選ばれたスローガン》

おなかに おはよう 朝ごはん
健康は 早寝、早起き 朝ごはん！
いちにちの げんきのはじまり あさごはん
朝ごはん みんなで食べて 健康家族！
朝ごはん ごはんもえがおも ほっかほか

ア 県民への普及啓発を関係機関が連携し総合的にを行います。

《福祉保健部及び各部局、教育委員会、病院局》

県民への普及啓発活動の強化

- スーパー等の店頭で県民に普及啓発活動のぼり、啓発用パンフレットを配布
- 市町村、各種団体、公民館単位の住民を対象とした普及啓発活動「食の応援団」(食生活改善推進員協議会や栄養士会)と連携し、各種講習会(子どものためのよい食習慣普及啓発、親子料理教室)実施
- 県及び各市町村で開催される各種イベントでの啓発活動
- 各地の農林水産祭、健康祭り等へ参画

保育所・幼稚園・学校の保護者を対象とした普及啓発活動

- 出前健康講座等での普及啓発
- 栄養士会等と連携、ステッカーなどを配布し、講話や調理実習を実施
- 「食に関するハンドブック」の作成、「食生活改善カード」の作成配布
- 学校栄養士による保護者への啓発や各家庭でのチェック体制を整備。

県及び市町村の広報枠の活用など様々なメディアを利用した普及活動
県政だより、県政テレビ番組、県広告塔塔での普及活動
朝食キャンペーン等に併せた集中的な広報実施
市町村の協力による広報を利用した普及活動

イ 朝食をとることを教育の一環として普及啓発します。

《教育委員会、福祉保健部、商工労働部、農林水産部》

幼児、児童、生徒及びその保護者を対象とした基本的な生活習慣
(三食食べる、食前・食後のあいさつ等)に関する啓発推進

食生活改善カードの作成配布、健全な食習慣のための指導用教材の作成
学校栄養職員が給食だより、広報誌に掲載し、学校、地域へも啓発
学校を中心として食育をモデル的に推進
県内のモデル地域(三朝町)で家庭と地域が一体となった事業展開
子どもたちの食生活など生活習慣改善や啓発活動をモデル的に推進
県内のモデル町(三朝町、中山町)で実践、結果を地域へ拡大
総合的な学習の時間を活用した啓発

保育所・幼稚園・学校における食の指導体制の充実
指導法の工夫等を教育研修センター等で検討実践
健全な食習慣のための指導用教材の作成

2 「食生活の見直し」を支援します。

日常生活における食生活の見直しを、地元食材を出来るだけ活用
(地産地消)し、栄養面・健康面・安全面などから支援する行動で
す。

日常生活における食生活の見直しを支援するため、

- 1 栄養バランスのとれた食事の普及
- 2 外食等における栄養・健康・安全面からの取組

を進めます。

(1) 食生活の見直しや栄養バランスのとれた食事をするため食材活用を支援します。

県民にわかりやすく実践しやすい食材の使用方法や、栄養バランスのとれた献立づくりなどの支援を行います。

ア 家庭での日常的な食生活の見直しを支援します。

《福祉保健部、商工労働部、農林水産部、教育委員会、病院局》

手軽に作れる食事の普及啓発活動

出前健康講座等での普及啓発（再掲）

栄養士会等と連携、ステッカーなどを配布し、講話や調理実習を実施
市町村、各種団体、公民館単位の住民を対象とした普及啓発活動(再掲)

「食の応援団」(食生活改善推進員協議会や栄養士会)と連携し、各種
講習会(子どものためのよい食習慣普及啓発、親子料理教室)実施
県及び各市町村で開催される各種イベントでの啓発活動(再掲)

各地の農林水産祭、健康祭り等へ参画

「食に関するハンドブック」の作成、「食生活改善カード」の作成配布(再掲)
学校栄養士による保護者への啓発や各家庭でのチェック体制を整備。

生活習慣病の予防対策に必要な食生活の改善指導支援

出前健康講座等での普及啓発（再掲）

栄養士会等と連携、ステッカーなどを配布し、講話や調理実習を実施
市町村、各種団体、公民館単位の住民を対象とした普及啓発活動(再掲)

「食の応援団」(食生活改善推進員協議会や栄養士会)と連携し、各種
講習会(なれようす味普及啓発、男性高齢者向け料理講座)実施
糖尿病の予防等のための病院・地域等のネットワーク構築

関係機関が予防対策検討会等を通じて地域ごとに連携強化
糖尿病教室の開催

入院患者の改善や重症化を予防

イ 栄養バランスのとれた食生活を教育の場において啓発します。

《教育委員会、福祉保健部、商工労働部、農林水産部》

幼児・児童・生徒及びその保護者を対象とした基本的な生活習慣 (バランスのとれた食事、食生活と健康等)に関する啓発推進

食生活改善カードの作成配布、健全な食習慣のための指導用教材の作成
(再掲)

学校栄養職員が給食だより、広報誌に掲載し、学校、地域へも啓発
学校を中心として食育をモデル的に推進(再掲)

県内のモデル地域(三朝町)で家庭と地域が一体となった事業展開
子どもたちの食生活など生活習慣改善や啓発活動をモデル的に推進(再掲)

県内のモデル町(三朝町、中山町)で実践、結果を地域へ拡大
総合的な学習の時間を活用した啓発(再掲)

保育所・幼稚園・学校における食の指導体制の充実

指導法の工夫等を教育研修センター等で検討実践(再掲)

健全な食習慣のための指導用教材の作成(再掲)

ウ 地元食材の活用や料理法をPRすることにより地産地消を推進します。

《企画部及び各部局、教育委員会、病院局》

ルネッサンス運動の中で「食の日」を定め、地産地消推進運動と連携した総合的な啓発普及事業を展開

県内の量販店・小売店に地産地消コーナーを設置、消費者へPR
陳列するだけでなく、試食販売宣伝も実施。

地産地消フォーラムの開催

時期 平成17年2月 場所 米子コンベンションセンター

地元食材を活用した講習会等各種活動への支援

「とっとり旬の料理」普及事業の実施

特産品や伝統を活かした料理研修会、魚料理講習会、レシピ集作成
市町村、各種団体、公民館単位の住民を対象とした普及啓発活動(再掲)

「食の応援団」(食生活改善推進員協議会や栄養士会)と連携し、各種
講習会(地元食材を使ったバランスのよい食事の調理実習)実施

県及び市町村の広報枠の活用など様々なメディアを利用した普及活動

県政だより、県政テレビ番組、県広告塔塔での普及活動(再掲)

市町村の協力による広報を利用した普及活動(再掲)

(2) 外食等の場における健康づくりのための情報提供と食品の一層の安心・安全を食卓に届けるための試みを行います。

自宅以外の外食の時でも、わかりやすい栄養に関する情報が県民に提供できるよう努めるとともに、食卓に届く食材・食品についても、一層の安心・安全の確保に努めます。

ア 外食料理等における栄養成分表示を推進します。

《福祉保健部、商工労働部、農林水産部》

健康づくりを推進するための飲食店等での協力を広くつのり、栄養成分表示の普及を推進

飲食店主等からの相談に応じた栄養成分表示の指導協力

イ 消費者との情報交換・相互理解に努めます。

《生活環境部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部》

食に関わる様々な立場からの情報や意見交換を実施

「食の安全推進会議」の開催

食安全を語る会の実施

ウ 食材・食品の表示の適正化に努め、安心・安全を提供します。

《生活環境部、商工労働部、農林水産部》

消費者へ安心・安全な食品を提供するための試み

食品衛生関係施設への監視指導強化(添加物、残留農薬等の検査)
食品衛生に対する正しい知識を消費者及び営業者へ普及啓発
食品表示の適正化を図るため、消費者及び販売事業者へ普及啓発
農薬・肥料が適正に販売管理されるよう指導強化

県内で生産・加工される食品に対する信頼性の向上

県独自の食品衛生管理認定制度の導入
食肉衛生検査(と畜(牛、豚))、食鳥肉衛生検査を実施

3 「とっとりの食文化」の確立を目指します。

地産地消精神に沿ったとっとりの食文化(伝統料理など)を県内にPRし、県民に認知してもらう行動です。

県民が広く認める鳥取県の食文化を確立するため、

- 1 伝統料理や郷土料理の掘り起こしと普及
- 2 教育現場などで普及啓発(食育・食農教育)
- 3 魅力ある商品としての磨きあげを進めます。

(1) 伝統料理や特産品を使った郷土料理の普及啓発を推進します。

《商工労働部、農林水産部、企画部、福祉保健部》

伝統料理や郷土料理等の掘り起こしと普及啓発

「とっとり旬の料理」普及事業の実施(再掲)
特産品や伝統を活かした料理研修会、魚料理講習会、レシピ集作成市町村、各種団体、公民館単位の住民を対象とした普及啓発活動(再掲)
「食の応援団」(食生活改善推進員協議会や栄養士会)と連携し、各種講習会(地元食材を使ったバランスのよい食事の調理実習)実施
伝承する農山漁村女性グループの育成支援

地域料理等の熟練者(又は名人)の掘り起こし

(2) 食育・食農教育を充実して地産地消を推進します。

《商工労働部、農林水産部、福祉保健部、病院局、教育委員会》

学校教育を通して食の地産地消を普及啓発

農業学習の副読本作成配布、ふれあい農業スクール及び出前講座の実施

農業の重要性を認識するための農業学習体験事業へ助成

学校を中心として食育をモデル的に推進(再掲)

県内のモデル地域(三朝町)で家庭と地域が一体となった事業展開

子どもたちの食生活など生活習慣改善や啓発活動をモデル的に推進(再掲)

県内のモデル町(三朝町、中山町)で実践、結果を地域へ拡大

総合的な学習の時間を活用した啓発(再掲)

学校給食の地産地消を推進

米飯給食及び学校給食へ地場農産物を積極的に利用するための助成実施

病院給食・福祉保健施設等での食事などにおいて地産地消を推進

市場関係者とのネットワークづくり等により旬の食材を調達

(3) 伝統料理や特産品を使った郷土料理の商品化(名物料理化)を積極的にを行います。

《企画部、商工労働部、農林水産部》

伝統料理や特産品を使った郷土料理の商品化への支援

(4) 名物料理を県内に積極的にPRします。

《企画部、総務部、商工労働部、農林水産部》

イベント等での試食会の開催等に支援

「とっとり菓子と器フェア(仮称)の開催

時期 平成17年1月下旬 場所 鳥取産業体育館

県内産米の試食宣伝の実施

県の広報等を活用した情報発信

鳥取県の食文化をPRする新たな情報発信ツールの作成

県政だより、県政テレビ番組、県広告塔塔での情報発信(再掲)

市町村の協力による広報を利用した情報発信(再掲)

インターネットを活用した情報発信

メールマガジンを活用して食文化を発信

4 「とっとりの食の情報発信」に努めます。

とっとりの食（伝統料理、郷土料理）を鳥取県の名物料理として県外に積極的にPRする行動です。

伝統料理・郷土料理を

- 1 魅力ある観光資源（名物料理）として活用
- 2 県外へ積極的に発信

していきます。

（1）名物料理を観光資源として積極的に活用します。

《企画部、総務部、商工労働部、農林水産部》

旅館組合、観光協会等への名物料理の商品化の働きかけ

名物料理とその由来・食事場所を掲載したパンフレット等の作成・配布

名物料理を取り入れたモデルコースの作成

（2）名物料理を県外に積極的にPRします。

《企画部、総務部、商工労働部、農林水産部》

他の観光情報や歴史文化情報とともに特産品等の情報を全国へ発信

観光情報発信事業の展開(観光連盟と連携して実施)

鳥取県ゆかりの都市への情報発信・収集事業の展開

鳥取学講座(歴史・文化)の実施

物産展や特産品PRイベント等での試食会の開催等支援。

首都圏や関西圏で行われる各種イベントへ参加、支援

県旅館組合が実施する「鳥取名物料理うまいもん発表会」を使った情報発信

旅行専門誌など対象を絞ったマスコミ招致等による情報発信

関西圏のマスコミ(現地取材や主催旅行)を誘致

旅行会社へのモデルコースの提案

都市間交流による情報発信

鳥取県ゆかりの都市への情報発信・収集事業の展開(再掲)

二十世紀梨を通じた子どもの交流事業の実施

関西圏との食材を通じた生産者と外食店関係者との交流

県の広報枠を活用した情報発信

県外地方紙(新聞)、総合誌、料理専門誌の雑誌広告による情報発信
鳥取県の食文化をPRする新たな情報発信ツールの作成(再掲)

インターネットを活用した情報発信

メールマガジンを活用して食文化を発信(再掲)



食のみやことっとり～食育プラン～ 平成20年4月
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康政策課 (電話) 0857-26-7861